

平成31年度

事業計画書

平成31年度 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

『みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま』

の実現をめざして（『第4次地域福祉活動計画』基本理念）

地域社会における私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や家族機能の低下などの社会情勢に加え、地域住民の繋がり希薄化が一層進み、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、様々な生活課題や福祉課題が生じ、その対応が求められています。また、本市においては、東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う避難者支援も必要となっています。

このような中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、住民自身が地域の様々な生活課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』をめざした取り組みが強く求められています。

郡山市社会福祉協議会では『みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま』を基本理念に、市民一人ひとりがお互いに支え合うことにより、地域の繋がりを再構築し、地域における課題解決力を強化することで、子どもや高齢者、障がい者など全ての住民が、いきいきと輝くことができる福祉のまちづくりの実現をめざし、住民と福祉関係者、行政が一体となって策定した『第4次地域福祉活動計画』に沿って、今年度も町内会・自治会と協働した住民主体による地域福祉活動を総合的に推進してまいります。

さらには、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業が本格導入されたことを踏まえ、住民同士がお互いに支え合う『互助』を中心とした「住民参加型在宅福祉サービス事業」“たすけあい活動”の一層の充実や生活支援コーディネーターの活動強化とともに、判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利を擁護し、安心して地域で暮らし続けることができるよう日常生活自立支援事業（あんしんサポート）に加え、成年後見事業（法人後見）にも積極的に取り組みます。

また、公共性の高い非営利・民間福祉団体として、適切な法人運営を推進するとともに、介護保険制度や障害保健福祉施策、子ども・子育て支援制度の動向に的確に対応し、在宅福祉サービス・保育サービス事業者として利用者本位のサービスを提供し、市民から信頼される事業経営に努めます。

【重点目標】

- (1) 『第4次地域福祉活動計画』の理念を具現化する方策として、住民主体の「互助」を基本とした地域福祉活動を推進するため、**地区社協・支部社協における『地域住民支え合い活動』の現場を重視しながら**、地域の課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る『**地域共生社会**』をめざした活動の活性化に引き続き取り組みます。
- (2) 高齢者や障がい者、妊産婦の人々の日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」を、同じ地域に暮らす住民が手助けする「**住民参加型在宅福祉サービス事業**”たすけあい活動”の充実に努めます【2-(7)】。また、介護保険制度の『生活支援体制整備事業』を推進するため、地域づくりを担う住民をはじめ、関係機関・団体のネットワーク組織である「**協議体**」の設置及び開催を郡山市と連携を図りながら計画的に進めるとともに、住民主体による「**集いの場**」や「**生活支援**」を創出するなど、「**生活支援コーディネーター**」による住民同士の助け合い・支え合い活動の充実に向け取り組みます【2-(5)(6)】。
- (3) **地区社協・支部社協の活動を積極的に支援し**、『集いの場』として「いきいきサロン（会食会・茶話会）・世代間交流・子育てサロン」、『訪問による見守り活動』として「**友愛訪問・配食サービス**」など、住民主体による地域福祉活動を推進することにより、地域の福祉課題・生活課題の改善に向けた、多彩で地域性豊かな『**地域住民支え合い活動**』の推進・支援に取り組みます【2-(4)】。
- (4) 『我が事』『丸ごと』『**地域共生社会**』を実現するため、地域福祉活動への住民の主体的な参加を促し、子どもや高齢者など幅広い年代層が、地域の一員としてボランティア活動に参加・協力することにより、地域課題の解決力を強化するとともに、**新たな社会的ニーズに対応できる福祉人材（ボランティア）の育成に努めます【3-(5)～(9)】**。また、郡山市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を図りながら、**地域課題に対応できる社会福祉法人の公益的な取組の推進など**を通して、**新たな社会資源や福祉事業を創出するための検討・開発**に取り組みます【3-(3).7-(2)】。
- (5) 生活不安を抱える低所得者の経済的自立を支援するため、郡山市の**生活困窮者自立支援相談窓口**に職員を配置し相談支援を行うとともに【4-(5)】、当協議会の機能を活かして**生活困窮者、高齢者、障がい者、住宅確保要配慮者等の相談支援**が包括的に展開できるよう**総合相談体制の整備**に取り組みます【3-(2).4-(7)】。
- (6) 認知症などにより判断能力に不安のある、又は低下した人々が、安心して日常生活を送ることができるよう、**司法関係者との連携を強化しながら日常生活自立支援事業（あんしんサポート）及び成年後見事業（法人後見）の推進に努める**など、住民の**権利擁護に資する事業の推進**に積極的に取り組みます【4-(2)】。
- (7) 東日本大震災及び福島第一原発事故から8年が経過し、避難生活を送る住民も復興公営住宅への入居などにより生活環境が大きく変化する中、より一層きめ細かな個別支援が求められることから、**生活支援相談員活動の充実に**図りながら、**関係機関・団体と連携し避難住民の生活復興支援の推進**に取り組みます【2-(8)】。

平成31年度 重点事項 (案)

◎は【重点目標】に関連する事業

No.	重点事項	内容等
1	組織・財政及び活動基盤の強化	(1) 理事会・評議員会の運営 (2) 専門委員会（組織・財政委員会、企画委員会）の開催 (3) 社協会員の加入促進 (4) 共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施 (5) 法人運営・事業経営の強化（総合企画・部門間調整、財務・人事・労務管理・法務等の適切な管理） (6) 職員の研修・能力開発の充実 (7) 『福祉QC活動』の手法などによる「福祉サービスの質の向上」及び「業務改善」の推進
2	I 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進	(1) 第4次地域福祉活動計画の進行管理 (2) 『地区社協・支部社協連絡会議』の開催 (3) 地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催 (4) ◎地区社協・支部社協における住民主体の地域住民支え合い活動の推進・支援及び地域福祉活動費の助成 ①集いの場の構築 ①いきいきサロン（会食会・茶話会） ②世代間交流 ③子育てサロン ②訪問による見守り活動 ①友愛訪問 ②配食サービス (5) ◎第2層協議体開催の支援及び協議体の設置に向けた地域の関係機関・団体との懇談会（勉強会）開催の支援 (6) ◎『生活支援コーディネーター』の活動の充実 (7) ◎『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の充実 (8) ◎東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者支援の推進
3	II 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり	(1) 福祉なんでも相談事業の推進 (2) ◎丸ごと相談窓口の整備 (3) ◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進【新規】 (4) 地域福祉推進セミナーの開催 (5) ◎ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネートの充実 (6) ◎出前ボランティアスクールの開催（地域福祉活動コース） (7) ◎分野別ボランティア講座の開催（子ども向け、シニア向けなどのほか「雪かきボランティア体験プログラムin湖南町」の開催を含む） (8) ◎夏・ボランティア体験プログラムの開催 (9) ◎地域ぐるみ雪かきボランティアコーディネート事業の推進 (10) ボランティア活動保険の加入促進
4	III 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化	(1) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の推進 (2) ◎成年後見事業（法人後見）の推進 (3) 生活福祉資金貸付事業の実施 (4) たすけあい一時資金の貸付事業の実施 (5) ◎生活困窮者自立支援事業の推進 (6) 「こおりやまフードバンク事業」の推進 (7) ◎住宅確保要配慮者に対する相談支援の充実【新規】
5	IV 地域の団体の協力関係とネットワークの構築	(1) 歳末たすけあい運動募金配分事業の実施【拡充】 (2) ボランティアグループや市民活動団体による交流会の開催

	重点事項	内容等
6	V 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発	(1) こおりやま社協だよりの発行【充実】 (2) ファミリーフェスタ2019の開催 (3) ホームページ・SNSによる情報提供 (4) 郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業への協力 (ICT(情報通信技術)活用によるメール配信搜索事業)
7	各種福祉事業の推進	(1) 『福祉バス運行事業』の実施 (2) ◎『高齢者の買い物を目的とした移動等を支援するための事業』の実施【新規】 (3) 郡山市民生児童委員協議会連合会への支援 (4) 『火災等被災者への見舞金支給事業』の実施 (5) 郡山市高齢者作品展の開催
8	在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進	(1) ホームヘルプサービスセンター事業<介護保険法> ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③介護予防訪問介護事業 ④第1号訪問事業 ⑤介護予防訪問入浴介護事業 ⑥居宅介護・重度訪問介護事業<障害者総合支援法(注)> ⑦移動支援事業<障害者総合支援法(注)> ⑧障害者等在宅訪問入浴サービス事業の受託 ⑨産後ヘルパー派遣事業(育児支援家庭訪問事業)の受託 ⑩いきいきデイクラブ事業の受託 (2) 指定居宅介護支援事業<介護保険法> ①ケアマネジメント業務(ケアプランの作成等) ②要介護認定の申請にかかる援助、及び認定調査の受託 ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託 ⑤郡山市介護支援専門員連絡協議会及び(一社)福島県介護支援専門員協会への協力 (3) 指定特定・障がい児相談支援事業<障害者総合支援法(注)> ・基本相談支援及び計画相談支援等の業務 (4) 障がい者相談支援事業の受託 ・福祉サービスの利用援助等の業務 (5) 障がい者基幹相談支援センター事業の受託 ・相談機能強化事業及び相談支援従事者の育成等の業務 (6) 障がい者虐待防止センター事業の受託 ・障がい者の虐待の防止及び養護者支援等の業務
9	保育事業の推進	(1) 赤木保育所の運営 ①乳児保育事業【新規】 ②一時的保育事業【新規】 ③時間延長型保育サービス事業 ④開所時間延長促進事業 ⑤土曜日保育事業 ⑥保育所等地域子育て支援事業への協力 (2) 希望ヶ丘保育所の運営 ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力
10	関連事業	(1) 共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力 (2) 日本赤十字社事業への協力 (3) 福島県福祉人材センター協力指定事業の受託

(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

平成31年度 事業実施説明書

事業名	説明
《I 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進》	
第4次地域福祉活動計画の進行管理	『第4次地域福祉活動計画』の進行を適切に管理するため、策定委員会委員長、副委員長及び企画委員等で構成する『地域福祉活動計画進行管理委員会』を開催し進捗状況を報告する。
『地区社協・支部社協連絡会議』の開催	地域福祉推進に関する共通認識を深めるとともに、情報を共有するため連絡会議を年2回開催し、地域福祉活動の実践事例や課題等の情報交換及び活動内容の検討を行う。
地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催	地区社協・支部社協の部会活動（在宅福祉サービス部会・児童福祉推進部会・広報研修部会・活動資金部会）を推進するため、部会毎に連絡会議を開催し、情報交換や事例発表を通して活動に必要な知識と技能の習得を図る。
地域住民支え合い活動の推進・支援	地区社協・支部社協における住民主体の地域福祉活動を推進・支援するとともに、全世帯対象に地域福祉活動費を助成する。 ※国勢調査（H27.10.1現在）に基づく世帯数（138,124世帯）
地域福祉活動費の助成 ①集いの場の構築	高齢者を対象としたサロンや子育て家庭を支援するサロンなど地区社協・支部社協が推進する集いの場の運営を支援する。 なお、サロンの定期開催や活動拠点の確保など、さらなる充実に向け活動の強化を図るため、参加者の実績に応じて活動費を助成する。 ①いきいきサロン ○会食会 1人300円 ○茶話会 1人50円 ○会場費補助 1開催250円 ②子育てサロン 親子1組300円 ③世代間交流 1開催15,000円
②訪問による見守り活動	心身の状況等の理由により、いきいきサロンへの参加が難しい高齢者を対象に、配食サービスや友愛訪問を行い、地域から孤立しないよう見守り活動を行う。なお、定期的な訪問活動を支援するため、実績に応じて活動費を助成する。 ①配食サービス 1人240円 ②友愛訪問 1回20,000円

事業名	説明
第2層協議体開催の支援及び協議体の設置に向けた地域の関係機関・団体との懇談会（勉強会）開催の支援（郡山市受託事業）	<p>介護保険法改正により、地域における生活課題の発見と課題解決に向けた住民主体による「介護予防」や「生活支援」の取り組みが求められている。本事業では、生活支援コーディネーターが中心となり、協議の場となる第2層協議体開催の支援及び協議体設置に向け地域の関係機関・団体等を支援する。</p> <p>（※「生活支援コーディネーターの配置」による生活支援体制整備事業）</p>
『生活支援コーディネーター』の活動【充実】 （郡山市受託事業）	<p>介護保険法改正により、地域支援事業に生活支援体制整備事業が位置付けられ、各市町村には「協議体の設置」と「生活支援コーディネーターの配置」による生活支援体制の整備が求められている（上段の事業）。当協議会では、平成31年度も体制を強化しながら地域の関係機関・団体と連携し、住民主体による介護予防のための「集いの場」や「生活支援」の創出に努め、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図る。</p>
『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”【充実】	<p>多様化する地域の生活課題に対応するため、日常生活における「ちょっとした困りごと」を、お互い様の精神で有償ボランティアが手助けする『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の推進を図る。具体的には、高齢者、障がい者、妊産婦を対象に掃除・買い物・ゴミ出し等の生活支援サービスを提供する。なお、本事業については、その充実を図りながら介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業（訪問型サービスB及び訪問型サービスD（移動支援））として提供するのにふさわしい社会資源となるよう調査研究に取り組む。</p> <p>※ 説明文中の「訪問型サービスB」とは、介護保険法に基づき、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス。また、「訪問型サービスD」とは、移送前後の生活支援のことで、ともに介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に位置付けられている。</p>
東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者支援の推進 （県社協受託事業）	<p>東日本大震災及び福島第一原発事故による被災者への支援として、避難者等の交流を目的にサロンを開催する。また、避難元社協との協働による避難者等への訪問活動を実施する。</p>

事業名	説明
《Ⅱ 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり》	
福祉なんでも相談事業の推進	いきいきサロン等の「集いの場」に職員が出向き、高齢者あんしんセンター等の専門職と連携し、地域における困りごとの相談窓口として機能する体制を構築していく。なお、必要に応じて、地域で開催される各種サロンや会合の参加者に地域福祉の推進に向けた啓発チラシ等を配布し、「地域共生社会」構築に向けた気運の醸成を高めるよう努める。
丸ごと相談窓口の整備	当協議会が保有する各種の相談・福祉サービス機能を集約し、「福祉の総合相談窓口」として機能することで、福祉に関する相談を「丸ごと」受け止められる窓口の整備に向けた体制構築を推進する。また、必要に応じて困難事例のケース検討を行うなど、職員の資質向上を図りながら支援の充実に努める。 (※福祉なんでも相談事業との連携事業)
社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進【新規】	郡山市内の社会福祉法人とのネットワークの構築や協議体との連携を図りながら、地域課題に対応できる社会福祉法人の公益的な取組を推進し、社会福祉法人間の連携あるいは社会福祉法人と住民組織との連携による生活支援等の新たな社会資源や福祉事業の創出に向け検討・開発に取り組む。
地域福祉推進セミナーの開催	介護保険制度では、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業における「協議体の設置」が導入され、新しい地域づくりが進められている。本セミナーは、地域の課題を住民一人ひとりが気づき、住民自身が地域の生活課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで地域をともに創っていく「地域共生社会」に向けた取り組みを学ぶことを目的に開催する。
ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネート【充実】	ボランティア・市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実に努める。また、平常時の活動に加え、日頃から災害時に対応できるよう災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な機材等の整備を進める。

事業名	説明
出前ボランティアスクールの開催（地域福祉活動コース）	<p>住民自身が地域の生活課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて住民の主体的な参加により支え合う地域福祉活動がますます重要とされていることから、地域における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動の担い手である福祉委員及びボランティアの潜在層の発掘・育成を目的に、地域に出向いて各種講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①はじめてみよう！ ボランティア活動 ②社会福祉協議会と地域福祉活動 ③福祉委員の役割と活動 ④あなたも まちも いきいき！ いきいきサロン ⑤気軽に 無理なく 楽しく 自由に 子育てサロン ⑥私たちが暮らすまちを再確認！地域支え合い活動マップづくり ⑦『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動” 助っ人隊養成講座
分野別ボランティア講座の開催	<p>ボランティアのニーズが多様化していることを踏まえ、その把握に努めるとともに、新たな福祉課題・生活課題に対応した分野別の講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①シニアボランティア講座（全3日間） ②キッズボランティアスクール（全2日間） ③災害救援ボランティアフォローアップ研修会（全2日間） ④災害救援ボランティア養成講座（全3日間） ⑤地域ぐるみ雪かきボランティアコーディネート事業 雪かき体験プログラムin湖南町（2回実施）
夏・ボランティア体験プログラムの開催	<p>ボランティア体験月間（7～8月）に、広く市民の理解と関心を高めるため、福祉施設や市民活動団体の協力を得て、学生を中心にボランティア活動を体験する機会を提供する。</p>
地域ぐるみ雪かきボランティアコーディネート事業の推進	<p>冬期間、郡山市内の高齢者や障がい者等で、雪かきが困難かつ協力者が得られない世帯を対象に、ボランティアによる雪かきの支援が得られるよう担い手の確保に努めるとともに、そのコーディネートを行う。</p>
ボランティア活動保険の加入促進	<p>活動中の万一の事故に備え、地域福祉活動やボランティア・市民活動の実践者を対象に、ボランティア活動保険の加入促進を図る。</p>

事業名	説明
《Ⅲ 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化》	
日常生活自立支援事業 (あんしんサポート) の推進 (県社協受託事業)	認知症高齢者等、判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用が自らの判断でできない人、日常的な金銭管理に不安がある人に、自立した地域生活を送ることができるよう日常生活自立支援を行うとともに、事業の周知や相談体制の充実に努める。
成年後見事業(法人後見) の推進	単身高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者等、判断能力が低下した人の権利擁護体制の構築が求められていることから、法人として成年後見事業を実施し、その推進を図る。なお、適正に法人後見事業を行うため「法人後見運営委員会」を設置し、司法関係者との連携を強化することで事業実施法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。
生活福祉資金貸付事業 の実施 (県社協受託事業)	低所得世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①総合支援資金 ②福祉資金(福祉費・緊急小口資金) ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
たすけあい一時資金の貸付事業 の実施	低所得世帯を対象に、一時的に急を要する場合であり、かつ他からの借入が困難な場合に貸し付けを行う。
生活困窮者自立支援事業 の推進 (郡山市受託事業)	郡山市の生活困窮者自立支援窓口職員2名を配置し、生活困窮者等からの相談支援を行う。また、生活困窮者自立支援法の改正を受け、郡山市との連携のもと、「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」との一体的な相談支援体制の構築に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援相談業務(生活困窮者の把握、包括的な相談の受付、利用申込みの受付、緊急的な支援及び各法に基づくサービスの利用手続き、アセスメントの実施、支援プランの策定、支援調整会議への参加、支援サービスの提供、モニタリング、再プランの策定) ②住居確保給付金の相談及び申請の受付等 ③関係機関や他制度に基づく事業に関する事務等(フードバンク事業等各種事業のほか、ハローワーク郡山との一体的支援の活用)

事業名	説明
「こおりやまフードバンク事業」の推進	生活困窮者自立支援事業と密接な連携を図りながら、生活困窮者に食料品の配給を行う。また、安定的な供給体制を確保するため、食料品等の提供事業所の拡充に努める。 (※生活困窮者自立支援事業との連携事業)
住宅確保要配慮者に対する相談支援の充実【新規】	「住宅セーフティネット法（注1）」の改正を受け、住居の確保に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」）に対する重層的な相談・支援活動の充実に資するため、行政機関、不動産事業所等の関係機関による「連絡協議会」を設立し、住宅確保要配慮者に関する現状把握と状況分析、情報の共有化を図り、併せて住宅確保要配慮者に対する新たなサービスの提供に向けて調査・研究及び開発に取り組む。 〈構成団体候補〉 郡山市（市民・NPO活動推進課、保健福祉部各課、住宅課） 郡山市自治会連合会・郡山市民生児童委員協議会連合会 郡山市地域包括支援センター連絡協議会 郡山市障がい者自立支援協議会 福島県宅地建物取引業協会郡山支部・当協議会 等
《IV 地域の団体の協力関係とネットワークの構築》	
歳末たすけあい募金配分事業の実施【拡充】	12月から2月までの期間に実施する住民参加の助け合い・支え合い活動を基本とした下記の交流事業に対し、歳末たすけあい募金による配分事業を行う。なお、配分の対象事業については、地域における新たなニーズの調査研究を行い、配分時期までに新たな事業に配分できるよう取り組む。 ①クリスマス会 ②おせち配食サービス ③新年会 ④大掃除お助け事業 ⑤ご近所除雪事業 ⑥年末年始見回り事業 ⑦子ども食堂
ボランティア・市民活動グループ交流会の開催	ボランティアセンター登録者等への活動支援の一環として、活動者間の情報交換とネットワークづくりを目的に交流会を開催する。

事業名	説明
《V 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発》	
こおりやま社協だよりの発行【充実】	地域福祉の啓発やボランティア・市民活動への参加促進を図るため、市民へのより最新の情報の発信及び紙面の充実に努めるとともに、発行の仕組みや回数の見直し等を検討しながら広報誌を発行する。
ファミリーフェスタ2019の開催	<p>広く市民を対象とした参加体験型のイベントを開催し、健康や福祉に関する啓発を行う。また、企業からの出展や協賛広告を得ながら内容の充実に努める。</p> <p>＜ファミリーフェスタ2019開催日程＞</p> <p>開催年月日：平成31年9月29日（日）</p> <p>会場：ビッグパレットふくしま</p>
ホームページ・SNS（注2）による情報提供	ホームページやFacebookを活用し、市民がいつでも何処でも求める情報に触れられるよう、その発信に努める。
郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワークへの協力（ICT（注3）活用によるメール配信検索事業）	郡山市が取り組む「認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業」と連携し、徘徊高齢者が出現した際、その捜索を目的に開発したメール配信システムを活用し、システム登録者へ捜索依頼メールを一斉配信し、多くの地域住民の協力により当該高齢者の早期発見に努める。また、障がい者の捜索依頼メールも発信できるよう調査研究する。
《各種福祉事業の推進》	
『福祉バスの運行事業』の実施	民間福祉団体が行う視察研修等の事業を支援するため、福祉バスを運行する。
『高齢者の買い物を目的とした移動等を支援するための事業』の実施【新規】	<p>日常生活を営むうえで必要な食料品又は日用品の購入に支障のある地域に居住する高齢者に買い物の機会を提供するとともに、これにより閉じこもりの予防及び社会参加・交流が図られ、もって高齢者の心身の自立が促進されることを目的に本事業を実施する。なお、本事業は、高齢者が外出に支障を来たす冬期間に実施する。</p> <p>（※福祉バスの運行事業の拡大事業）</p>
郡山市民生児童委員協議会連合会への支援	民生児童委員の互助共励、相互交流、自主研修等を図る郡山市民生児童委員協議会連合会の活動を支援するとともに、事業費の助成を行う。

事業名	説明
『火災等被災者への見舞金支給事業』の実施	<p>自然災害や火災により被災した世帯に対し、生活再建への助長と援護の一環として災害見舞金を支給し、併せて日本赤十字社からの災害見舞品（毛布・バスタオル・緊急セット）の交付を行う。</p> <p><災害見舞金の額></p> <p>①全焼、全壊、流出、埋没又は水没 被災世帯一世帯につき10,000円・被災者1人につき10,000円</p> <p>②半焼又は半壊 被災世帯一世帯につき5,000円・被災者1人につき5,000円</p> <p>③床上浸水 被災世帯一世帯につき5,000円</p>
郡山市高齢者作品展の開催	<p>高齢者が長年培ってきた技術や知恵の伝承及び趣味で作っている作品を展示することにより、高齢者の生きがいと創造性を高め、高齢福祉の増進を図るとともに、広く住民に対して高齢福祉についての理解と関心を高めることを目的に開催する。</p> <p><平成31年度開催日程></p> <p>開催年月日：平成31年12月13日（金）～15日（日）</p> <p>会 場：けんしん郡山文化センター</p>
《在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進》	
ホームヘルプサービスセンター事業	<p>1. 介護保険法に基づく事業</p> <p>①訪問介護事業</p> <p>②訪問入浴介護事業</p> <p>③介護予防訪問介護事業</p> <p>④第1号訪問事業</p> <p>⑤介護予防訪問入浴介護事業</p> <p>2. 障害者総合支援法（注4）に基づく事業</p> <p>①居宅介護・重度訪問介護事業</p> <p>②移動支援事業</p> <p>3. 郡山市受託事業</p> <p>①障害者等在宅訪問入浴サービス事業</p> <p>②産後ヘルパー派遣事業 （育児支援家庭訪問事業）</p> <p>③いきいきデイクラブ事業</p>

事業名	説明
指定居宅介護支援事業	<p>介護保険法に基づき、居宅の要介護者が適切な保健・医療サービス及び福祉サービスを利用し可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）の作成等、居宅介護支援（以下「ケアマネジメント」）等の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジメント業務（ケアプランの作成等） ②要介護認定の申請にかかる援助、及び認定調査（委託事業） ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託
指定特定・障がい児相談支援事業	<p>障害者総合支援法（注4）に基づき、障がいのある人が地域での生活が可能となるように、心身の状況を把握したうえで、「福祉サービス等利用計画」の作成やモニタリング（注5）期間毎に「サービス等利用計画」の見直し等の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本相談支援 ②計画相談支援等 ③サービス利用支援 ④継続サービス利用支援
障がい者相談支援事業（郡山市受託事業）	<p>障がい者、障がい児とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助 （情報提供及び代理申請等の支援） ②社会資源を活用するための支援 （情報提供及び助言等） ③社会生活力を高めるための支援 （権利擁護に関する支援等） ④専門機関の紹介 ⑤地域自立支援協議会の運営に係る連携及び協力 ⑥相談支援機能強化事業に関すること （困難事例等への対応等）

事業名	説明
障がい者基幹相談支援センター事業 (郡山市受託事業)	市内相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護事業等の業務を行う。 ①相談機能強化事業(専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等) ②相談支援従事者の育成(人材育成における研修会の企画・実施等) ③相談支援体制の強化(障がい者相談支援事業との連携強化) ④権利擁護(成年後見制度利用支援に関して専門機関の情報提供、郡山市障がい者虐待防止連絡協議会への参加等) ⑤郡山市障がい者自立支援協議会の運営
障がい者虐待防止センター事業 (郡山市受託事業)	「障害者虐待防止法(注6)」に基づき、障がい者の虐待を防止し、障がい者の養護者に対する支援等を促進するための業務を行う。 ①連携協力体制整備事業業務 ②家庭訪問等個別支援業務 ③専門性強化事業業務 ④普及啓発事業業務
《保育事業の推進》	
保育所の運営	1. 赤木保育所(定員80名) 園舎改築に伴い、平成31年度から60名の定員を80名に増員し、乳児保育事業及び一時的保育事業の新規事業を加え、新しい園舎にて保育事業を行う。 ①乳児保育事業【新規】 ②一時的保育事業【新規】 ③時間延長型保育サービス事業 ④開所時間延長促進事業 ⑤土曜一日保育事業 ⑥保育所等地域子育て支援事業への協力 2. 希望ヶ丘保育所(定員150名) ①乳児保育事業 ②時間延長型保育サービス事業 ③開所時間延長促進事業 ④土曜一日保育事業 ⑤保育所等地域子育て支援事業への協力

事業名	説明
《関連事業》	
共同募金運動・ 歳末たすけあい運動 への協力	地域の一人ひとりが協力し助け合う、明るく住みよい地域社会を推進していくための共同募金・歳末たすけあい運動を推進する（社福）福島県共同募金会の事業に協力する。
日本赤十字社事業 への協力	人道と博愛の精神に基づいて、災害救護活動をはじめ、国際活動、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動の推奨及び救急法や健康生活支援講習の普及などの事業を推進する日本赤十字社の事業に協力する。
福島県福祉人材センター 協力指定事業 (県社協受託事業)	福祉の職場をめざす人と、人材を求める福祉の職場の橋渡しをする福祉人材センターの移動相談会等の実施に協力する。

(注1) 「住宅セーフティネット法」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」のこと。

(注2) 「SNS」とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英：social networking service）」の略で、「人と人の繋がりを支援するインターネット上のサービス」のこと。

(注3) 「ICT」とは、「インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー（英：Information and Communication Technology）」の略で、「情報通信技術」のこと。

(注4) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

(注5) 「モニタリング」とは、一般的には「監視すること」と訳されるが、介護保険や障がい福祉サービスの分野では、「利用者の現状を観察して把握すること」をいう。

(注6) 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のこと。